平成２９年4月２０日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸　様

和歌山県環境影響評価審査会
会長　濱田　學昭

「（仮称）直川・府中太陽光発電事業環境影響評価方法書」に対する環境の保全の見地からの意見について

平成 29 年２月６日付け環生第 12050003 号で照会のあった標記について、別紙のとおり和歌山県環境影響評価審査会の意見を回答します。

和歌山県環境影響評価審査会意見

1　全般的事項

（1）環境影響評価に取り組む姿勢

環境影響評価は、事業者自らが調査・予測・結果を公表して、住民や自治体等の意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度である。このことを認識すれば、その実施にあたっての姿勢は、制度に規定された手続きを機械的に履行し、一定の基準を満たせばよいというものではない。環境への影響をできる限り回避・低減する「ベスト追求型」の姿勢に立って調査、予測及び評価を実施する必要がある。

（2）対象事業実施区域の選定理由

対象事業は、都市近郊の山林を大規模に改変し、自然環境を広範囲に消失させるという事業であるにもかかわらず、対象事業実施区域（パネル等の設置区域）の選定理由が方法書に記載されていない。また、太陽光発電については、審査会において事業者から説明があったように、近年、国はFIT（固定価格買取制度）において太陽光に偏った導入が進んだこと等を考慮し、買取単価を順次引き下げており、方法書記載の対象事業の目的の記述との矛盾も見受けられる。そのため、原点に立ち返って、対象事業の必要性、自然的・社会的条件などの観点から、本事業の適地性について再検討を行うこと。

（3）具体的な事業計画に基づく環境影響評価の実施

方法書では、環境影響評価手続きのための暫定的な工事計画や施設の配置計画等が示されているが、事業計画全般について確定的なものが示されていない。具体的な事業計画については、今後、事業者とEPC会社との共同事業体において決定されるとのことであるが、このままこの方法書に基づき調査、予測、評価を実施した場合、自然環境や生活環境の保全が適切に行われるのか非常に懸念される。そのため、環境影響評価手続きを進める場合は、具体的な事業計画を策定した上で、以下の２の内容を十分に踏まえ、環境影響評価項目の選定並びに当該項目に関する調査、予測及び評価の手法を見直すこと。また、どのように改善したのかについて、その検討経過を含め準備書において明らかにすること。そして、その上で重大な環境影響を回避又は十分に低減できる根拠を明らかにするとともに、それらが出来ない場合には、対象事業実施区域の位置及び事業規模の大幅な変更などについて検討すること。

（4）隣接地の太陽光発電事業について

千手川の対岸で計画されている大規模太陽光発電事業（以下「隣接事業計画」という。）について、具体化された場合、千手川の水の流れを含め、本事業との複合影響が想定される。そのため、準備書の作成時において隣接事業計画が具体化している場合には、その影響も含めた複合的な環境影響に係る予測評価を行うこと。

（5）地域住民の理解

本事業に対しては、対象事業実施区域に隣接する直川地区や紀伊地区などから生活環境や自然環境への影響を危惧する意見が多数寄せられている。不安を払拭し、地域環境を適切に保全しつつ、事業を長期にわたり安定的に継続していくためには、地域住民の意見を真摯に受け止め、それらを前向きに取り入れながら、丁寧に説明責任を果たしていく必要があるが、事業者の住民意見への見解を見る限り、必ずしもそうなっていないように思われる。そもそ

も環境影響評価は、情報公開、説明による地域とのコミュニケーションの手続きであり、和歌山県環境影響評価条例（以下、「条例」という。）で定められた手続き以外にも、住民等を対象とした説明会を開催するなど、事業者としての説明責任を果たすとともに、能動的に住民の意見を受ける等、不安解消のため、積極的な地域との対話に努めること。

２　個別的事項

（1）事業計画等について

ア　実際に太陽光発電事業を実施する事業主体（事業者と EPC 会社により設立される事業共同体事業）について、準備書において明らかにすること。なお、準備書の作成までに事業主体が設立される場合には、早い段階で対象事業の実施を事業主体に引継ぐとともに、条例第 24 条の規定に基づく手続きを行うこと。

イ　土地利用計画を十分に検討し、法面の崩壊や土砂の流出防止のため、切土や盛土の量を極力減らすように努めるとともに、水の流れのある沢への盛土については、豪雨時の水の浸透、地震等における盛土の変形や安定性、暗渠管の耐久性なども考慮した上で安全性について慎重に予測評価を行うこと。

ウ　雑草対策として農薬を用いない計画との説明だが、広大な対象事業実施区域の除草をどのような作業で行うのか、準備書において具体的な維持管理の計画を明らかにすること。

エ　施設の管理体制については、対象事業実施区域内に人員が常駐せず、遠隔監視を実施するとの説明だが、火災や災害発生時の具体的な連絡体制及び対応体制、周辺地域への連絡体制、施設の予防保全の体制について具体的な内容を準備書において明らかにすること。

オ　事業終了後のパネル等の施設の処理方法や跡地利用の計画等について、出来るだけ詳細に準備書に記載すること。

カ　千手川流域については、過去に水害等発生しているとの住民意見があるので、過去の災害の実態等について、文献や聞き取り調査により詳細に把握し、事業計画に反映させること。

（2）大気環境

ア　対象事業実施区域周辺には、住宅地が存在していることから、工事計画の検討に当たっては、積極的に低公害型の建設機械を使用するとともに、建設機械の配置にも配慮するなど、可能な限り環境負荷の低減を図ること。

イ　方法書において、工事用車両走行ルートとしている既存道路周辺には、住宅地が存在していることから、工事用車両の運行計画の検討に当たっては、周辺環境への影響に十分配慮するとともに、適切な地点で大気質、騒音及び振動の環境影響評価を実施すること。なお、方法書記載の輸送・搬出経路は現時点での想定とのことであるが、具体的な経路を決定する際には、環境面の視点から選定について検討し、その検討経過についても準備書に記載すること。

ウ　太陽光発電施設稼働後の騒音及び低周波音について、影響評価の対象としていないが、設置されるパワーコンディショナー等の設備については、極めて大規模なソーラー事業であること、これら設備の仕様、設置場所、設置方法等が現在未決定であることを鑑みると、方法書の段階において、生活環境に影響を及ぼす恐れがないとは言えないことから、予測評価の対象とすること。なお、太陽光発電事業に使用するパワーコンディショナー等については、その仕様、設置場所、台数等を明確にした上で予測評価を実施する

こと。

（3）水環境

ア　方法書では、水象について、影響評価の対象としていないが、本事業は改変面積が大きく、地下水や河川など水の流れに大きな影響を与えることが予想される。このことから、工事中及び供用後の対象事業実施区域及びその周辺地域の水象についても環境影響評価の項目として選定し、水循環の変化に配慮した事業計画を策定すること。なお、土地の改変に伴う流量等の変化について、準備書において模式図等によりわかりやすく示すこと。

イ　方法書では、対象事業実施区域周辺の具体的な利水状況（河川水、地下水、ため池）などについてほとんど把握されていないので、地元へのヒアリング等の調査により正確に把握し、予測評価を行い、準備書に記載すること。特に千手川沿いには、上水道が供給されていない集落が存在しているので、河川水、地下水の飲用水、生活用水への利用実態及びそれに与える影響について丁寧に調査し、影響評価について準備書に記載すること。

ウ　工事に伴う濁水の影響の予測、評価に当たっては、現地の土砂の沈降特性を十分把握して行うこと。なお、仮設沈砂池の設置に当たっては、沈降特性を踏まえ必要な容量を確保し、濁水の流出防止を図るとともに、工事中の監視体制についても明確にすること。

（4）地形及び地質

対象事業実施区域内の断層、リニアメントの状況について文献や現地踏査により十分把握し、事業計画や工事計画に適切に反映すること。特に対象事業実施区域内に存在する中央構造線活断層系については十分注意して調査を実施すること。

（5）動物、植物、生態系

ア　対象事業実施区域及びその周辺区域においては、未だ生態等の調査が行われていない動植物が多い。そのため、調査の実施に当たっては、対象事業実施区域や周辺、近傍地域を熟知した専門家にあらかじめ聞き取り調査を行うとともに、綿密かつ十分な文献調査を行い、種の生息状況やその可能性についてリストを作成する等、適切に把握すること。なお、これまでに記録のない出現種、記録があるが今回出現しなかった種及び共通種を評価、比較等し、種毎にその想定される原因や保護措置を検討すること。

イ　動物、植物、生態系の調査範囲を対象事業実施区域及びその周辺約200mとしているが、丘陵頂部の大規模な開発事業であり、その影響は広く周辺地域の地下水系を初めとする、諸々の自然環境に強い影響を与えることが十分に予測されるので、生物等の生息状況を十分把握できるよう調査範囲を拡大すること。

ウ　調査により得られた標本等については、事業によって失われる当該地域の環境を示す貴重な資料となることから、貴重な標本については適切に保管するとともに、そうでないものについても、後日検証できるよう写真撮影により保存し、学術的利用に資するよう努めること。なお、調査者の資格等について準備書において明らかにすること。

エ　対象事業実施区域開発予定地を含む山脈は渡り鳥のメインルートであり、１年間のみの調査では十分な現況把握が困難と考えられる。そのため、調査期間を複数年化するか、調査頻度を増やす等、調査を丁寧に実施すること。

オ　法面や裸地の緑化にあたってはできる限り在来種を利用すること。

（6）景観

ア　和歌山市景観計画において、「市街地の背景となる和泉山脈の山並み景観を保全する」と記載されているこの和泉山脈の山麓を大規模に改変することで、対象事業実施区域の周辺のみならず、和歌山市中心部からの景観にも大きく影響することも考慮し、適切に予測評価を行うこと。

イ　ソーラーパネルの設置方向や角度が太陽光の反射に起因して、光害や景観等において環境へ重大な影響を与える要因となる可能性を包含するので、対象事業実施区域のエリア毎に設置方向、角度をわかりやすく示すこと。

（7）人と自然の触れ合いの活動の場

対象事業実施区域内には、行者堂に通じる参詣道（墓の谷）が存在し、また、山中渓に通じるハイキングコースが存在していることから、その利用実態や利用者の声についてヒアリング等により十分把握し、人と自然の触れ合いの活動の場の実態を明らかにした上で予測評価を行い、重大な環境影響を回避又は十分に低減できる根拠を明らかにすること。なお、それらが出来ない場合には、改変地から除外するなど検討すること。

（8）　廃棄物等

ア　工事中に相当量の伐採木や建設発生土等が見込まれることから、適切な処理方法を十分に検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

イ　準備書において、以下の廃棄物等の発生量を予測評価の対象に加えるとともに、その処理方法についても記載すること。

①除草作業により発生する草木

②調整池から発生する浚渫土

③太陽光発電施設の稼働中及び廃止後に発生する廃太陽光パネル等

（9）　その他

ア　環境影響評価の図書は、専門的な内容が多く膨大な量となることから、準備書の作成に当たっては、可能な限り住民等地域社会にわかりやすい内容となるよう配慮すること。

イ　全般的事項で述べたように事業計画に不確定な部分が多い中、各委員は方法書審査の趣旨を尊重し、各自それぞれ事業計画を想定し指摘や意見を述べたところである。事業者はこのことを十分鑑み、実際の調査等の前に、より具体的な事業計画を策定し、当該計画に基づき各事項の専門家等の意見を聞いた上で調査等を実施すること。